

分担金・拠出金の名称		拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	109,309千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		分担金			A
国際機関等の概要及び 成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 ソ連の崩壊に伴い、1991年に旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進並びにエネルギー分野における企業活動(貿易及び投資)を世界的に促進すること等を宣言する「欧州エネルギー憲章」(政治宣言)が作成された。この憲章の内容を実施するための法的枠組みとして1994年12月「エネルギー憲章条約」が作成され、1998年4月に発効した。本条約の締約国は48か国とEU・ユーラトム。事務局所在地はブリュッセル(ベルギー)。 (2) 拠出に当たった成果目標 締約国のエネルギー分野における投資環境の改善を図るとともに、日本関連企業の海外投資を保護することを目標とする。			
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・ECTはエネルギー原料・製品の貿易・通過の自由化、エネルギー分野への投資の保護・自由化を図る上で重要な法的基盤を提供している。元々は旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野での協力を目的としていたが、ECTの近代化の一環として国際エネルギー憲章(エネルギー分野における国際協力を推進し、エネルギー憲章プロセスの近代化を支持する政治宣言)が2015年5月に採択され、我が国を含む83か国・機関が署名しており(2017年5月現在)、その取組は欧州を越え、アジア、アフリカ等へも拡大している。現在まで約770件のISD条項(投資家と国の間の紛争解決に係る条項)に基づく投資紛争仲裁のうち101件はECTを根拠として行われており、ISD条項に基づく投資紛争仲裁では法的根拠としてよく用いられている。また、101件中31件は最終的な裁定が出されており、その仲裁判定は他の仲裁事例の先例として引用される等、投資仲裁では大きな影響力を有している。 ・エネルギー憲章事務局は、アラブ連盟事務局とMOUを、国際エネルギー・フォーラムとLOUを交わして、情報共有や協力活動を進めている。また、エネルギー・コミュニティ(EU及び周辺国によるエネルギー政策に関する国際機関。本部はギリシャ・アテネに所在。)とともに「EU4Energy」プロジェクト(東欧・中央アジアにおけるエネルギー安保協力)を推進している。持続可能な開発目標(SDGs)のうち、SDG7(エネルギー)等に関しては、国連、国際エネルギー機関(IEA)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)、G20、OECD、欧州安全保障協力機構(OSCE)等の国際機関と協力し、関連会合への出席等を行っている。 ・2016年11月、我が国は議長国として、エネルギー憲章会議第27回会合(東京会合)を開催。32名の関係級を含む69か国・地域、9機関が参加し、「エネルギー憲章に関する東京宣言」を発出した。同宣言では、ECTがエネルギー分野の「法の支配」の強化に貢献することに加え、貿易・投資環境の安定性、透明性確保、及びビジネス環境改善に貢献することを改めて確認。さらに、アウトリーチを積極的に進めた結果、岸田外務大臣主催のレセプションにおいて、グアテマラ共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、東アフリカ共同体(EAC)、中部アフリカ諸国経済共同体(ECCAS)及びG5サヘル常設事務局が新たに国際エネルギー憲章に署名した。また、東京会合の際に、アウトリーチ・イベントとして「グローバル・エネルギー・アーキテクチャーとアジアへの影響」と題する国際セミナーを開催し、エネルギー憲章プロセスのアジアへの裾野の拡大に貢献した。 2016年8月、ナイロビにて開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)及び同年11月に東京にて開催されたLNG産消会議にエネルギー憲章事務局を招待し、アジア・アフリカへのアウトリーチに貢献した。 ・事務局では、貿易、通過、投資の促進に有用な各種資料を発行し、署名国における自由貿易の推進や安定的な投資環境の整備のための政策立案、関連法制の整備に役立っている。また、エネルギー憲章への特にアジアやアフリカ地域からの参加拡大を目的としたアウトリーチ活動を推進しており、CONEXO(Consolidation, Expansion and Outreach)活動としてTICAD VIを始めとする国際会議への出席、対象国政府職員の短期受入れ、対象国でのセミナー開催等の各種取組を実施している。			
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・財務状況や会計報告を含む外部監査結果は年1回締約国に対して示されるとともに、年2～3回開催される予算委員会を通じてその時点における収支状況について報告がなされている。 ・ECTは過去12年にわたり名目ゼロ成長(ZNG)の予算を組んで対応しており、実質的に活動予算が逼迫傾向にあるところ、ルスナック事務局長の下、人件費削減や事業効率化に取り組んだ結果、2016年予算では前年比9%減となった。また、事務局改革に取り組んだ実績等が評価され、ルスナック現事務局長の再任が決定された(任期は2017年1月から5年間)。 ・外部監査の結果、資金利用は適正であると評価されている。なお、2011年及び2012年については、未納金について、貸倒引当金として処理するようにとの限定付適正意見が出され、現在ではそのように処理されている。 ・我が国は、ECTの予算委員会のメンバーとして年2～3回の会合に出席し、事務局が適切な予算執行を行うための意思決定に積極的に参画している。			

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・ECTはエネルギー分野における唯一の多国間投資協定であり、投資相手国のビジネス・投資環境の整備・改善を促し、日本関連企業の海外投資を保護する観点からも極めて重要である。実際にECTを根拠とした投資仲裁101件のうち2件は日本関連企業が提起しており、日本企業の海外エネルギー権益確保の紛争処理対策にも有効である。 ・我が国は、ECTの意思決定に関する議論に積極的かつ継続的に関与している。具体的には、2016年に最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議の議長国を務め、11月に東京でエネルギー憲章会議を主催した。2017年1月には、中田眞佐美熊本大学教授が事務局次長に就任した。これらの活動を通じて、エネルギー需要の高まるアジア諸国等を対象にECT加入促進に向けた働きかけを強化すること等で、安定的なエネルギー市場環境整備を目指すことは我が国のエネルギー安全保障の観点からも有効である。ECTから脱退するようなことになれば、例えば、日本関連企業と他のECT締約国との間の投資紛争が仲裁裁判に訴えられなくなり、将来の日本企業の紛争処理を含む投資環境の改善が困難になりかねない。 ・ECTはエネルギー分野における多国間の国際協力を推進するため、エネルギー原料・製品の貿易・通過の自由化、エネルギー分野への投資の保護・自由化を図る上での法的基盤を提供しており、我が国の二国間支援を補完する役割を果たしている。 ・2016年11月、上述のエネルギー憲章会議第27回会合（東京会合）を開催。議長国のイニシアティブとして、ECT締約国等との議論の結果、「エネルギー憲章に関する東京宣言」をとりまとめ、ECTがエネルギー分野における法の支配の強化に貢献し、同分野のビジネス環境改善に資すること、また、適切で継続的なエネルギー投資の促進と質の高いインフラ投資の推進の重要性が確認され、我が国として、エネルギー憲章の役割や今後の方向性についての議論に大きく貢献した。 ・ルスナック・エネルギー憲章事務局長は2016年来日し、岸田外務大臣、藺浦外務副大臣、滝沢外務大臣政務官と会談等を行った。また、年数回開催している戦略会合や実施会合などを通じて、日本のエネルギー政策や投資保護といった我が国の考えを当該機関の事業計画等に反映させている。また2017年5月には、トルクメニスタンで開催されたエネルギー憲章条約関係フォーラムに勝亦在トルクメニスタン日本国大使が参加し、我が国として重視する貿易・投資環境の整備やアジア・アフリカを対象とするアウトリーチの重要性を訴えるスピーチを行い、フォーラムにおける議論のトーンセッティングを適切に行った。 ・ECTは、長期的・安定的な資源開発に向けた投資・貿易環境の整備に貢献しており、世界のエネルギー供給量の増加や省エネ・再エネ等を通じた化石燃料の消費の抑制にも貢献するなど、我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与している。締約国での日本企業の投資を保護・促進、エネルギー供給源の多様化（特に中東依存の軽減）に寄与している。例えば、上述の日本関連企業が提起している投資仲裁において紛争処理が行われれば、日本企業の海外エネルギー権益が適正に保護されるといった効果が期待できるといった点が挙げられる。 ・我が国は、毎年11月頃に開催される意思決定機関であるエネルギー憲章会議等に恒常的に出席し、組織の意思決定に日本の立場を反映する機会を継続的に確保することにより、国際的議論の動向を踏まえつつ、我が国の政策的関心に即した取組を促進するとともに、我が国の外交イニシアティブの発揮を図っている。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・2016年まで事務局の正規職員は21名であったが、組織改革により、2017年から15名となった。日本人職員は2016年までは不在であったが、2017年1月に正規職員である事務局次長（幹部クラス）1名が採用された。これにより、全正規職員のうちの日本人職員の割合は0%から6.67%に増加した。なお、現在、事務局には、経済産業省からオランダの大学院に留学中の職員がフェローとして勤務している（過去には日本人大学院生がインターンとして事務局に勤務したこともある）。 ・拠出額1位である我が国は事務局次長を輩出しており、日本人職員数としては、一定の地位を確保できている。 ・我が国は、2016年にECTの最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議の議長国を務め、11月に東京でエネルギー憲章会議を主催した。2017年は副議長国を務めている。同年1月には、中田眞佐美熊本大学教授が事務局次長に就任した。また、正規職員とは別途、法律諮問委員会に日本人法学者1名が就任しており、また、田中伸男・元国際エネルギー機関（IEA）事務局長がエネルギー憲章事務局長特使に任命されている。 ・拠出額1位である我が国に対して、ECT事務局は日本人職員の採用に協力的であり、その成果として、2017年1月、事務局次長として中田眞佐美熊本大学教授が採用されたことが挙げられる。 ・欧州連合日本政府代表部を通じて、恒常的に事務局と意見交換や申し入れ等を行っている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	本拠出は以下の形でPDCAサイクルを確保。我が国としては予算委員会のメンバーとして事務局の適切な事務運営を求め、また主要拠出国として適切かつ効率的な予算執行を事務局に求めている。 PLAN: 予算委員会にて事務局予算案及び事業計画案を精査。憲章会議において予算案（及び締約国分担金額）及び事業計画案の承認。このプロセスにおいて我が国の関心や優先事項をインプット。 DO: 我が国の分担金を支出し、事務局による予算執行、事業実施をモニタリング。予算委員会においてその時点での執行状況等について事務局から報告。 CHECK: 内部・外部監査により運営活動の成果を評価し、予算委員会等各会合において事務局活動を検証。 ACT: 各会合等における評価や提言等を踏まえ、事務局が今後の事業計画等を策定する際に我が国としても必要に応じ改善を提案し、今後の予算案及び事業計画案に反映する。 上記の“ACT”に加え、年1回のエネルギー憲章会議（閣僚級）、年2～3回の予算委員会、その他年数回の戦略会合や実施会合等の機会を通じて、より効率的な案件選定、事業の実施、予算の運用改善に向けた要改善事項を提示し、次会計年度の予算案に反映している。
担当課室名	経済安全保障課	